

○大田区テンポラリー工場条例施行規則

平成6年4月1日

規則第40号

改正 平成8年4月1日第40号

平成11年6月28日第64号

平成14年3月8日第18号

平成14年10月18日第148号

平成15年3月17日第21号

平成17年10月21日第150号

平成20年12月16日第119号

平成23年1月18日第1号

平成24年11月28日第121号

平成25年3月29日第61号

平成29年3月10日第15号

令和2年3月13日第32号

令和3年3月16日第66号

(趣旨)

第1条 この規則は、大田区テンポラリー工場条例（平成6年条例第7号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 区長は、条例第3条の規定により大田区テンポラリー工場（以下「テンポラリー工場」という。）の使用者を公募するときは、区報又は掲示等により、公募するテンポラリー工場の名称、所在地、仕様及び規模、募集室数、使用料、使用者の要件、使用申請手続その他必要な事項を公告しなければならない。この場合において、区長が特に必要と認めるときは、特定の室について使用できる業種又は業態に制限を設けることができる。

(使用の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定によりテンポラリー工場を使用しようとする者は、大田区テンポラリー工場使用申請書（別記第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 テンポラリー工場を使用しようとする者は、前項の使用申請書を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が法人である場合には事業税及び住民税の納税証明書及び前3期分の決算書の写し、個人である場合には住民税の納税証明書及び前3年分の確定申告書の写し

(2) テンポラリー工場を必要としている理由書（別記第1号の2様式）及びそれに関する書類

(3) その他区長が必要と認める書類

3 使用の申請は、1申請者につき1室までとする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、1申請者につき同一テンポラリー工場内の2室（現にテンポラリー工場を使用している者については、同一テンポラリー工場内において2室からその使用に係る室数を減じた室数）まで申請することができる。

4 前項ただし書の規定により、現にテンポラリー工場を使用している者が複数の室を使用することとなる場合における新たに使用許可を受ける室の使用期間は、現に使用許可を受けている室の使用期間から既に同室を使用した期間を減じた期間とする。

(使用予定者の決定)

第4条 区長は、前条第1項の規定に基づくテンポラリー工場の使用申請を受けたときは、事業計画等の審査（以下「審査」という。）を行うものとする。

2 前項の審査に係る基準については、別に定める。

3 区長は、テンポラリー工場の使用申請者が条例第2条に規定する要件を満たし、かつ、審査の結果に基づきその使用を適当であると認めたときは、当該申請者を使用予定者として決定する。

(使用予定者決定等の通知)

第4条の2 前条第3項の規定によりテンポラリー工場の使用予定者として決定した者には、大田区テンポラリー工場使用予定者決定通知書(別記第2号様式)により通知する。

2 条例第2条に規定する要件を満たさない者又は審査の結果テンポラリー工場の使用を認められなかった者には、大田区テンポラリー工場使用不許可通知書(別記第3号様式)により通知する。

(補欠者の通知)

第5条 条例第6条第1項の規定により補欠者として決定した者には、大田区テンポラリー工場補欠登録通知書(別記第4号様式)により、これを通知する。

2 区長は、使用予定者が辞退等によりテンポラリー工場に入居しなかったときは、補欠者のうちから登録順位に従い、新たに使用予定者を決定し、大田区テンポラリー工場使用予定者決定通知書により通知する。

(請書)

第6条 条例第7条第1項第1号に規定する請書は、別記第5号様式による。

(連帯保証人の変更等)

第7条 使用者は、連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人の変更を要するときは、新たに連帯保証人を定めて、連帯保証人変更届(別記第6号様式)を区長に提出しなければならない。

2 使用者は、前項に規定する場合を除くほか、連帯保証人が住所又は氏名を変更したときは、直ちに区長に通知しなければならない。

(極度額の設定)

第7条の2 連帯保証人の負担は、入居当初のテンポラリー工場の使用料の12月分相当額を限度とする。

(使用許可書の交付)

第8条 条例第7条第3項の規定により使用者として決定した者には、大田区テンポラリー工場使用許可書(別記第7号様式)を交付するものとする。

(使用期間の更新)

第8条の2 条例第8条ただし書の規定によりテンポラリー工場の使用期間を更新しようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 工場の建替えのために使用している者は、建替え中の工場等が6月以内に完成予定であり、区長が特に必要と認める者であること。

(2) 前号に掲げる者以外の者は、6月以内に退去するための具体的なスケジュールを有し、区長が特に必要と認める者であること。

(3) これまでに使用料等の滞納がなく、今後も遅滞なく納付する見込みのある者であること。

2 前項の規定によりテンポラリー工場の使用期間を更新しようとする者は、大田区テンポラリー工場使用期間更新申請書(別記第7号の2様式)により区長に申請しなければならない。この場合において、区長は、事業計画書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 区長は、前項の規定による申請があったときは、事業計画書等を審査の上、更新の可否を決定し、大田区テンポラリー工場使用期間更新許可(不許可)書(別記第7号の3様式)により申請者に通知するものとする。

4 審査に係る基準については、区長が別に定める。

(室の移転)

第8条の3 現にテンポラリー工場の室を使用している者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該室から別の室に移転することができる。

(1) 災害その他の事情により、使用者の責めに帰すべき事由によらないで、テンポラリー工場が

使用できなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、区長がテンポラリー工場の管理上必要と認めるとき。

- 2 前項の規定により別の室に移転しようとするときは、大田区テンポラリー工場室移転申請書（別記第8号様式）により区長に申請しなければならない。この場合において、区長は、事業計画書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 3 区長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、移転の可否を決定し、大田区テンポラリー工場室移転許可（不許可）書（別記第8号の2様式）により申請者に通知するものとする。
- 4 第1項の規定により別の室に移転する場合の移転後の使用期間は、現に使用許可を受けている期間から既にテンポラリー工場を使用した期間を減じた期間とする。

（使用料）

第9条 条例第9条のテンポラリー工場及び駐車場の使用料は、別表のとおりとする。

（日割計算の方法）

第10条 条例第11条第2項に規定する日割額は、1月を30日として計算する。この場合において、計算した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（使用料の減免）

第11条 区長は、条例第12条第1項第1号に該当する使用者に対しては、次に掲げるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) テンポラリー工場の全部が使用できなかったとき。前条前段に定める例により算出した額に、使用できなかった日数を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。次号において同じ。）

(2) テンポラリー工場の一部が使用できなかったとき。前条前段に定める例により算出した額に、使用できなかった日数を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額

- 2 区長は、条例第12条第1項第2号に該当する使用者に対しては、2分の1を限度に当該使用料を減額することができる。
- 3 前2項の規定により行う使用料の減額又は免除の期間は、1年を超えない範囲内で区長が決定する。
- 4 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減額・免除申請書（別記第9号様式）により区長に申請しなければならない。
- 5 第3項の期間終了時において、区長が特に必要と認めるときは、使用者は、再度減額又は免除の申請をすることができる。
- 6 区長は、前2項の申請があったときは、その可否を決定し、使用料減額・免除承認（不承認）決定通知書（別記第10号様式）により申請者に通知するものとする。

（使用料の猶予）

第12条 条例第12条第1項の規定により区長が使用料の徴収を猶予する場合は、区長が特に必要と認めた場合とし、その期間は、2月を超えない範囲内とする。

- 2 前項の場合において、徴収を猶予された期間の使用料については、当該期間の終了後2月以内に当該使用料の全額を納付しなければならない。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、当該使用料を分割して納付させることができる。
- 3 条例第12条の規定により使用料の徴収猶予を受けようとする使用者は、使用料徴収猶予申請書（別記第11号様式）を区長に提出しなければならない。
- 4 区長は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、使用料徴収猶予承認（不承認）決定通知書（別記第12号様式）により申請者に通知するものとする。

（使用権の承継手続）

第13条 条例第17条の規定によりテンポラリー工場の使用権を承継しようとする者は、使用権承継許可申請書（別記第13号様式）により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、条例第2条に規定する要件を審査し、使用権の承継の可否を決定し、使用権承継許可（不許可）書（別記第14号様式）により申請者に通知するものとする。

（届出事項）

第14条 条例第18条に規定する事由は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 代表者を変更したとき。
- （2） 企業の所在地又は代表者の住所を変更したとき。
- （3） その他区長が定める事由

2 使用者は、条例第18条及び前項に規定する事由が生じた日から14日以内に、大田区テンポラリー工場使用変更等届（別記第15号様式）により区長に届け出なければならない。

（許可事項）

第15条 使用者は、条例第19条第1号から第3号まで又は第3項のいずれかの規定に該当するときは、大田区テンポラリー工場使用変更等許可申請書（別記第16号様式）により区長に申請しなければならない。この場合において、区長は、必要と認める書類の提出を求めることができる。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、大田区テンポラリー工場使用変更等許可（不許可）書（別記第17号様式）により申請者に通知するものとする。

3 条例第19条第4号の規則で定める事由は、区長が特に必要と認める事由とする。

（返還届）

第16条 条例第20条第1項に規定する返還届は、別記第19号様式による。

（明渡し等）

第17条 区長は、条例第21条第1項の規定によりテンポラリー工場の使用許可を取り消したときは、使用許可取消通知書（別記第20号様式）により使用者に通知するものとする。

2 区長は、条例第21条第1項の規定によりテンポラリー工場の明渡しを請求するときは、明渡し請求書（別記第21号様式）により使用者に通知する。この場合において、使用者は、通知を受けた日から14日以内にテンポラリー工場を明け渡さなければならない。

（保証金の精算）

第18条 条例第22条に規定する保証金の精算は、保証金精算書（別記第22号様式）により行う。

（検査員証）

第19条 条例第23条第3項に規定するテンポラリー工場の検査にあたる者の身分を示す証明書は、大田区テンポラリー工場検査員証（別記第23号様式）による。

（指定申請書の提出）

第20条 条例第25条第1項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を区長に提出しなければならない。

- （1） 当該団体の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名
- （2） 指定管理者として管理を行うことを希望するテンポラリー工場の名称
- （3） 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 前項の指定申請書には、条例第25条第2項に規定する事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） テンポラリー工場の管理に関する収支予算書
- （2） 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- （3） 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- （4） 当該団体の経営状況を明らかにする書類
- （5） 当該団体の組織及び事業内容を明らかにする書類
- （6） 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

3 前2項に掲げる書類は、区長が定める期間内に提出しなければならない。

（指定の通知）

第21条 区長は、前条の規定による申請があった場合において、条例第25条第1項の規定により指定管理者に指定すること、又は指定しないことを決定したときは、それぞれ書面により当該申請をした団体に通知するものとする。

(協定の締結)

第22条 区長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者とテナポラリー工場の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、条例第26条及び第27条第2項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理に要する費用に関する事項
- (2) 管理の業務及び経営の状況の報告、調査及び指示に関する事項
- (3) 指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の停止に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(委任)

第23条 この規則の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

付 則 (平成17年10月21日規則第150号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の改正規定、第4条の次に1条を加える改正規定、別表第2の改正規定並びに別記第2号様式及び別記第3号様式の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の大田区賃貸工場条例施行規則第21条の規定は、平成18年3月31日までの間、なおその効力を有する。

付 則 (平成23年1月18日規則第1号)

- 1 この規則は、平成23年2月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

付 則 (平成24年11月28日規則第121号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

付 則 (平成25年3月29日規則第61号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

付 則 (平成29年3月10日規則第15号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年3月13日規則第32号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年3月16日規則第66号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正前の大田区テナポラリー工場条例施行規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、引き続きこれを使用することができる。

別表 (第9条関係)

(1) 建替促進賃貸工場

名称	室番号	面積	使用料
大田区立 下丸子テナポラリー工場	101号	84.5平方メートル	月額 179,000円
	102号	84.5平方メートル	月額 179,000円
	201号	84.5平方メートル	月額 116,000円
	202号	84.5平方メートル	月額 116,000円

(2) 一時賃貸工場

ア 工場使用料

名称	室番号	面積	使用料
大田区立 本羽田二丁目工場	101号	100平方メートル	月額 234,000円
	102号	100平方メートル	月額 234,000円
アパート	103号	100平方メートル	月額 234,000円
	104号	100平方メートル	月額 234,000円
	201号	100平方メートル	月額 152,000円
	202号	100平方メートル	月額 152,000円
	203号	100平方メートル	月額 152,000円
	204号	100平方メートル	月額 152,000円

イ 駐車場使用料

名称	種類	使用料
大田区立本羽田二丁目工場アパート	平面式	1台月額 21,000円